第63号議案

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年6月11日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区文化芸術劇場指定管理者選定審査会の項構成員の 報酬の欄中「2万1,000円」を「7,000円」に改め、同表教育 委員会の部足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会の項構成員の 報酬の欄中「2万1,000円」を「7,000円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

文化芸術劇場指定管理者選定審査会及び生涯学習関連施設指定管理者 選定審査会の委員の報酬額を改定する必要があるので、この条例案を提 出いたします。